

【本人提出書類】

1 申請時点

【移住先に関する要件】						必要書類	
就業 (一般)	就業 (専門人材)	テレワーク	関係人口			起業	
			高卒・ふるさと納税	農林水産業	居住		
【共通】							
○	○	○	○			○	様式第1 碧南市移住支援金交付申請書兼実績報告書
○	○	○	○			○	様式第1-1 碧南市移住支援金の交付申請に関する誓約事項
○	○	○	○			○	様式第1-2 碧南市移住支援事業に係る個人情報の取扱い
○	○	○	○			○	【提示のみ】写真付き本人確認書類(例:運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
○	○	○	○			○	・住民票(碧南市発行)の写し ※申請前1か月以内に発行されたもの ※世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分が必要
○	○	○	○			○	様式第3 碧南市移住支援金交付請求書
就業 (一般)	就業 (専門人材)	テレワーク	関係人口			起業	
			高卒・ふるさと納税	農林水産業	居住		
【個別】							
○	○	○	○				様式第2 就業証明書(碧南市移住支援金の申請用)※申請前3か月以内に発行されたもの
				○			・農地台帳の写し(農業へ就業する者のうち、就業ではなく自営業で就業する場合)
○	○	○					・雇用保険被保険者証の写し又は確定申告書の写し
			○	○	○		・本市認定の関係人口であると証明できる書類の写し (例:市内高校の卒業証明書、ふるさと寄附受理通知書、戸籍の附票、水林業へ就業したことのわかる書類等)
						○	・起業支援金の交付決定通知書の写し

※この移住支援金は、一時所得に該当するため、確定申告が必要な場合があります。あらかじめ考慮しておくことをお勧めします。

【移住元要件】		必要書類
東京23区に5年以上在住していた方		・移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票 ※世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分 ※複数の市区町村での居住により移住元要件を満たす場合は、すべての市区町村が発行する住民票の 除票(申請者分のみ)の写し、又は戸籍の附票(申請者分のみ)の写し ※在住の確認は、移住元での住民票の除票(又は戸籍の附票)にて行います。
東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から、東京23区へ雇用保険の被保険者として通勤していた方		
		・雇用保険被保険者証の写し又は確定申告書の写し
東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から、東京23区内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方		・在学証明書、卒業証明書等の写し ※通学期間を合算する場合のみ

2 交付決定後
移住支援金申請時点から住居変更や離職、勤務地変更があった場合
及び移住支援金申請日から1年、2年、3年、4年、5年を経過した時点

就業 (一般)	就業 (専門人材)	テレワーク	関係人口			起業	【共通】
			高卒・ふるさと納税	農林水産業	居住		
○	○	○	○	○	○	○	様式第6-1 碧南市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】
○	○	○	○	○	○	○	・住民票(碧南市発行)の写し ※届出前1か月以内に発行されたもの ※世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分が必要
○	○						・雇用保険被保険者離職証明書の写し、異動辞令の写し等 ※勤務先を離職したり、勤務地が変更になったりした場合
						○	・起業支援金の交付決定取消通知書等 ※企業支援金の交付決定を取り消された時

※一定期間内に転出や離職などがあった場合、移住支援金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

【就業先法人提出書類(移住後)】

1 移住支援金申請時点から勤務地変更や離職、会社名等の変更があった場合
及び移住支援金申請日から1年を経過した時点

就業 (一般)	就業 (専門人材)	テレワーク	関係人口			起業	【共通】
			高卒・ふるさと納税	農林水産業	居住		
○	○				○		様式第6-2 碧南市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】
○	○						・雇用保険被保険者離職証明書の写し、履歴事項証明書(全部又は一部)の写し等